

国名	スウェーデン
公的年金の体系 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険料財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">税財源</div>	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定額（物価基礎額の42.3%）以上の所得のある者は強制加入</li> <li>・◎被用者，自営業者</li> <li>・×無職</li> </ul>
保険料率	18.5%（事業主10.21%，被保険者7%。18.5%は本人拠出控除後の所得に対する率（=17.21%÷93%）。18.5%のうち16.0%はNDC，2.5%はFDCに拠出）。なお，遺族給付，障害給付等については，別途の保険料が定められている。
支給開始年齢	62歳以降本人が選択（保証年金は65歳から）（雇用保障年齢に連動して引上げ予定）
基本受給額	参考：年次報告によれば，2018年12月現在65歳以上の年金受給者の平均年金額（保証年金を含む）は，男子14,100SEK（157,900円※），女子10,900SEK（122,100円※）である。基本シナリオによる65歳時点の最終所得に対する代替率は，1953年生まれのコーホートの48%から2018年生まれで38%と推定されている。 ※11.2円/SEKで換算。
給付の構造	所得比例：固定された保険料率による元利合計にもとづく給付（掛金リンク型）。概念上の拠出建て（NDC）と純粋な拠出建て（FDC）の二階建てに保証年金を付加。ただし，遺族給付，障害給付は別制度となっている。
所得再分配	なし（税財源による保証年金に集中）
公的年金の財政方式	概念上の拠出建て（社会保険方式・賦課方式）+純粋な拠出建て制度（社会保険方式・積立方式）
国庫負担	保証年金を負担
年金制度における最低保障	税財源による保証年金
無年金者への措置	無・低年金者を対象とする居住要件にもとづく保証年金を提供
公的年金と私的年金	所得基礎額の7.5倍までの所得については，主に公的年金が対応。これを上回る所得については，別途全国的な職域年金（協約制度）がある。
国民への個人年金情報の提供	毎年，予想受取額を個人に通知（NDC+FDC）。さらに，職域年金部分も合わせてWeb上で情報が提供される。

（小野正昭・みずほ信託銀行フィデューシャリーマネジメント部 主席年金研究員）